

2022年9月15日

エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」の取扱方針改定 に伴う認定基準の部分的な改定について（お知らせ）

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

2015年に制定した「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」を基に、各商品類型に植物由来プラスチック（以下、「バイオマスプラスチック」という）の基準項目を導入していましたが、この度、「エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」」として改定される（予定）ことを受けて、従来、植物由来プラスチック・合成繊維が導入されている商品類型の認定基準を新しい方針に整合を図るため、部分的な改定を行います。

2. 改定内容

1) 対象となる商品類型

該当する商品類型は、下表のとおり。

類型番号	商品類型名
101	かばん・スーツケース Version1
103	衣服 Version3
104	家庭用繊維製品 Version3
105	工業用繊維製品 Version3
112	文具・事務用品 Version2
128	日用品 Version1
130	家具 Version2
131	土木製品 Version1
140	飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1
143	靴・履物 Version1

2) 改定内容

「エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」の取扱方針」の各項目の改定に従い、「3. 用語の定義」、「4. 認定の基準と証明方法」を改定します。

（なお、バイオベース合成ポリマー含有率等の基準値は変更しない）

3. 改定予定日

「エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」」のパブリックコメント終了後、基準審議委員会の審議を経て、上記商品類型の部分改定を実施します。

（2022年12月15日の部分改定を予定しています）

以上